

## 障害児支援の基本理念

- (1) 障害のある子ども本人の最善の利益の保障
- (2) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
- (3) 家族支援の重視
- (4) 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割

## 児童発達支援の提供すべき支援

- ・ 一人一人の子どもの健康状態や発育及び発達状態を的確に把握する。また、家庭環境や生活の実態を知り、社会的養護等の支援の必要性を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- ・ 家庭との連携を密にし、主治医や嘱託医、協力医療機関と連携を図りながら、保健的で安全な支援環境の維持及び向上に努める。
- ・ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、適切な生活リズムが作られていくようにする。
- ・ 適切な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、衣類の着脱、排泄、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。
- ・ 子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れあいや言葉かけを行う。また、子どもの気持ちを受容し、共感しながら、継続的な信頼関係を築いていく。
- ・ 人との信頼関係を基盤に、主体的な活動、自発性や探索意欲等を高め、自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。

《児童発達支援ガイドラインより抜粋》

### ★こばと園の理念★

#### 生きる力と個性の尊重

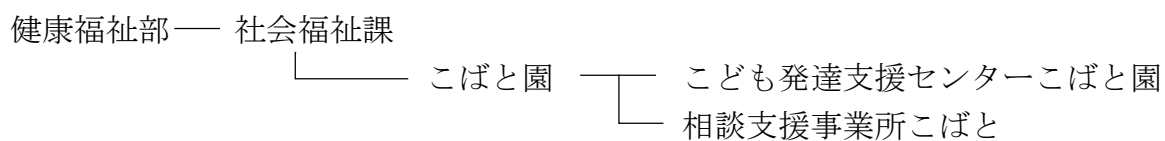
～子ども一人ひとりが持っているよいところを伸ばし

個性を尊重しながら成長につなげる～

### ★こばと園の目標★

- ・自分のことを自分でする(身辺自立)
- ・運動を通して体のバランスを整える
- ・あいさつを交わす(言葉・ジェスチャー等)
- ・お友達と一緒に遊ぶ楽しさを知る
- ・できた! 楽しい! という経験を大切にする(自己肯定感の向上)

## 令和5年度 職員配置



・管理者（保育士）	1名（常勤）
・児童発達支援管理責任者（保育士）	1名（常勤）
・保育士	7名（常勤2名・会計年度任用職員5名）
・保健師（相談支援専門員）	2名（常勤1名・非常勤再任用職員1名）
・公認心理士	1名（会計年度任用職員）
・作業療法士	1名（非常勤）
・言語聴覚士	1名（非常勤）
・医師	1名（非常勤）